

寄贈資料受入基準

平成10年11月18日
附属図書館委員会承認
改正平成21年7月22日
改正令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 一橋大学附属図書館に寄贈される各種資料の受け入れについては、この基準の定めるところによる。

(寄贈を受けることができる者)

第2条 一橋大学附属図書館が資料の寄贈を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学教職員(元本学教職員を含む)・学生・卒業生
- (2) 大学・企業・団体等
- (3) その他館長が認めた者

(申込手続)

第3条 資料を寄贈しようとする者は、別に定める資料寄贈申込書(以下「申込書」という。)を一橋大学附属図書館長に提出する。申込書の提出がない場合や申込書記載の条件に同意がない場合は、原則として受け入れない。

(受入資料)

第4条 次の各号の一に該当する資料は受け入れるものとする。

- (1) 本学の教育・研究及び学習上必要と認められるもの
- (2) 本学の沿革と教育・研究活動に関する各種資料

(非受入資料)

第5条 次の各号の一に該当する資料は、原則として受け入れないものとする。

- (1) 実行困難な寄贈条件が付されているもの
- (2) 既蔵資料と重複するもの
- (3) インターネット上で利用できるもの(有料コンテンツについては、本学による永久アクセス権が保証されているものに限る)
- (4) 刊行後相当期間が経過していることにより、又は改版等により資料的価値が失われていると判断されるもの
- (5) 汚損または破損した図書で、補修に要する費用が当該図書の取得に要する費用より高額なもの
- (6) 広告・宣伝を主な内容とするもの
- (7) 継続性に欠ける学術雑誌
- (8) その他本学の教育・研究に資することがないと判断されるもの

(資料の配置)

第6条 資料は、原則として別置しない。

(寄贈者との協議)

第7条 資料の搬送・装備等、受入・整理に関わる事項については、必要に応じて寄贈者と協議する。

(その他)

第8条 この基準で定めるもののほか、寄贈資料の受け入れに必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は平成10年11月18日から実施する。

この基準は平成21年7月22日から実施する。

この基準は令和元年10月1日から実施する